

平成28年10月21日

各位

兼松コミュニケーションズ株式会社

総務省による弊社代理店に対する是正命令等について

本日、弊社の代理店である株式会社ピーアップが総務省から携帯電話不正利用防止法に基づく是正命令を受け、また、弊社は総務省から代理店に対する監督を徹底するよう指導を受けました。これは、株式会社ピーアップが携帯電話の新規契約の締結に際し、契約者の本人確認の一部を法に基づく方法で行わなかったことによるものです。

弊社は、今回の是正命令等を真摯に受け止め、株式会社ピーアップに対して再発防止に向けた社内研修の実施等のコンプライアンス体制強化の取組みを要請いたしました。また、弊社の代理店による携帯電話販売業務に対する監督の強化を図り、信頼の回復に努めてまいります。

以上